



平成 20 年 第 3 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 20 年 9 月 18 日

至 平成 20 年 9 月 26 日

豊 頃 町 議 会

平成20年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成20年 9月18日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第4号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第5号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	発議第2号	豊頃町議会会議規則の一部改正について
日程第 7	選挙第1号	北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第 8	議案第44号	平成20年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第45号	平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第46号	平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第47号	平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第48号	平成20年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第49号	平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第50号	平成20年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第51号	豊頃町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第52号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第53号	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
日程第18	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第19	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第20	同意案第2号	豊頃町教育委員会委員の任命について
日程第21		請願の委員会付託

日程第 2 2

陳情の委員会付託

日程第 2 3

休会の議決

◎出席議員（9名）

1 番	藤 田 博 規 君	2 番	松 崎 政 利 君
3 番	菅 谷 誠 君	4 番	森 一 彦 君
5 番	大 崎 英 樹 君	6 番	大 谷 友 則 君
7 番	長谷川 勝 夫 君	8 番	津久井 精 一 君
9 番	小野木 英 毅 君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	村 中 健 吉 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 野 幸 雄 君
会 計 管 理 者 兼	吉 村 進 君
出 納 税 務 課 長 兼	
地 域 住 民 課 長	田 中 啓 喜 君
福 祉 課 長	和 田 宏 樹 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	石 塚 周 二 君
教 育 委 員 課 長	山 本 芳 博 君
農 業 事 務 局 長	友 重 誠 一 君

◎議会事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 潤 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第3回豊頃町議会定例会を開会いたします。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に「諸般の報告」を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
佐藤事務局長
- 佐藤事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成20年7月から9月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
報告書はお手元に配布のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
併せて、町長から、監査委員の意見書を付して、平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書の提出がありました。
同様に、報告書はお手元に配布のとおりであります。
- 佐藤事務局長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 佐藤事務局長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第3回定例会に当たりまして、行政報告を申し上げます。
最初に、農作物の生育状況であります。
本年は融雪が早く農作業が順調に行われ、春先の低温により一部生育が停滞したものの、その後の天候回復により農作物全般にわたり順調に生育しております。
本年も、8月31日に農業改良推進協議会による農作物の作況調査を行い、農業改良普及センターより町内作況の生育状況の報告を受けました。
豆類の爽着きは順調に推移しており、甜菜においても根周の増加は順調であります
が、8月中旬から下旬かけての低温、降雨による影響が懸念され、降霜時期によっては収量に影響が出ることも予想されているところであります。
馬鈴薯においては、平年並みに推移しておりますが、一部の圃場において疫病が発生している状況にあります。
小麦の収穫においては、一部倒伏した圃場が見られましたが、収穫作業は晴天に恵まれ8月8日に終了し、収量は今後の調整作業の結果を待つところでありますが、平年並みと予想されております。
飼料作物の牧草、サイレージ用とうもろこしについても平年並みに推移しており、

栄養価の高い飼料確保が期待されております。

野菜のうち本町特産の十勝大根は、6月から7月の降雨により、品質、収量とも低下している状況にあり、価格についても安値で推移しております。

人参につきましては、今後本格的な収穫が始まりますが、降雨の影響により平年より低い収量が予想されているところであります。

一部の地域では、5月のまとまった降雨により湿害を受けている圃場も見られますが、これら湿害圃場の解消を目指し、本年試験的に十勝川等の維持管理の際に発生する築堤残土の活用を帯広開発建設部に要請しているところであります。

今後、本格的な収穫が始まりますが、天候が順調に推移し、実りあるでき秋が迎えられるようご期待申し上げます。

次に、秋サケ漁の状況についてであります。

秋サケ漁については、8月25日、水揚げが開始され、9月10日現在、大津漁港での水揚げ量は約670トンで、前年同期に比べますと20%の減となっておりますが、価格については前年同期に比べ、13%増の高値で推移しております。

漁期前のサケマスセンターの発表による襟裳以東西部地区のサケの来遊予測は、史上2位を記録した前年に比べ、40%増となっており、盛漁期を迎える今後について、大いに期待しているところであります。

なお、8月31日から9月2日にかけての低気圧の接近による長雨で沿岸域に多くの降雨があり、本町、浦幌町沿岸にも流木が打ち寄せ、定置網への被害が懸念されましたが、北海道開発局による迅速な対応により、漁網への被害の発生が未然に防がれたところであります。

また、昨今の原油高により、漁業経営への影響が懸念されております。

本町での漁業は比較的燃油消費の少ない沿岸でのサケ定置網漁業ですが、今後解禁となるシシャモ、ツブ、カニ漁などへの影響が懸念されており、燃油高騰対策事業への申請を予定されているところであります。

次に、森林組合広域合併による工場の再編についてであります。

十勝中央、池田、豊頃の3森林組合は、本年10月1日、十勝広域森林組合として合併後の工場再編について工場再編委員会で協議が行なわれ、池田町森林組合を第1候補地に、豊頃町森林組合を第2候補地に選定されております。

再編工場の選定条件については、現在、工場用地を基本とし、拡張に伴う投資金額、用地区画の状況、近傍を含めたカラマツの資源背景、原木集荷の輸送コスト、隣接に及ぼす公害問題など9項目により選定が行われています。

特に、池田町はカラマツの資源背景、原木集荷の輸送コストが優れていることから第1候補地に選定されているところであります。

新工場は、今後土地取得など用地拡張が行われ、予定では平成22年度から建設工事に着手し、23年度に操業開始の運びとなっております。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番森一彦議員及び5番

大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、9月29日までの12日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

- 小野木議長 日程第3 委員会報告第3号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

- 大崎議会運営委員長 委員会報告第3号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

- (1) 平成20年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成20年9月12日。

3、調査の経過。

- (1) 平成20年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成20年9月11日招集告示のあった平成20年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月12日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

- (1) 平成20年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月29日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

また、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、審議の冒頭において議長から会議規則第55条(質疑回数制限)の規定を適用しない旨を会議に諮り取り進めることとした。

同時に、決算認定に関して2日間の日程を予定しているが、議事の進行によっては9月24日1日間で審議が終了することも見込まれる。その場合には、同月25日を休会とし、同月26日以降の日程は繰り上げないこととして確認した。

イ、一般質問の通告期限は、9月18日午後5時とした。

ウ、請願書の取り扱いについては、平成20年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託することとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、平成20年第2回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他の3件については、議員配付にとどめるべきものとした。

オ、地方自治法の改正に伴う発議による豊頃町議会会議規則の一部改正にあたり、改正内容等を調整した。

カ、諮問第1号、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦、同意案第2号教育委員会委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

キ、付託事件の審査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月18日に開催するよう日程を調整した。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第4号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第4号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 委員会報告第4号。

総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査の目的及び方法。

調査研究のため道内先進市町村における行政視察調査。

2、調査の事項及び調査先。

小中一貫教育の推進状況について（空知支庁管内三笠市）。

3、調査期日。

平成20年8月6日。

4、調査の経過と結果。

三笠市は、札幌市から約50キロメートルで北海道の中央に位置し、人口が1万1,312人（平成20年4月1日現在）の市である。

炭鉱で栄えた町で、ピーク時には、6万3,000人であった人口も相次ぐ閉山により減少し、65歳以上の人口が約40%、このうち3分の1が1人世帯で、年間の出生数は50人前後と、少子・高齢化が急加速化している。

平成19年4月1日から、小学校2校、中学校1校となっている本町において、同年8月に「豊頃町小・中学校連携教育推進会議」が設置され、小・中学校の互いの連携を促す取組みを進めていることから、「小中一貫教育特区」を導入している三笠市の状況を調査した。

平成15年の市町村合併論議のなかで、自立を選択した場合の教育のあり方のひとつとして、市長の公約ともなっていた「小中一貫教育」の導入を提案していた。自立と発展に向けた三笠市の活性化を図るためには、地域を愛し、地域の産業の発展を願う児童生徒の育成が望まれるとした。そのためには、小・中学校が連携を図りながら大都市に負けない特色と魅力を持ち、地域から強く信頼される学校づくりに取り組むことが必要であるとした。

平成16年12月8日に特区の認定を受け、翌年4月1日から2年間試行的、段階的に実施し、平成19年4月1日から本格実施されている。

教育特区の区域としているのは、小学校・中学校各1校で学区が一致しており、従前から、地域行事・子ども会行事等、同じメンバーでの活動が多く、運動会を合同で行うなど、小・中学校の連携を密にした交流が深められていた岡山小学校、萱野中学校校区である。

小学校段階から英語に慣れ親しむ国際科。三笠の自然、産業、歴史などを生かした学習を行う地域科。子どもの生活や興味関心と学習内容とを結びつけた学習を行う選択学習等、従来の教育課程を弾力化し、新たな教科を創設しており、授業では外国語指導助手のほか、農業者、博物館研究員、学芸員、郷土史研究家など地域教育アドバイザーも活用している。

このことにより、小学校段階から英語に慣れ親しむことや、地域の自然、歴史、産業について系統性のある指導により、地域のことをより広く深める発展的な学習に取り組むことができている。

また、義務教育9年間にⅢ期に区分し、各期それぞれにねらいを定めるほか、小・中学校合同運動会、クリーン作戦、合同の児童・生徒会の開催、PTA合同役員会等学校行事の連携。合同研修会、相互授業参観、交換授業等教員の連携から、小学校から中学校へ無理のないスムーズな移行となりつつある。さらに、互いの小・中学校教員の交流・研修により教員の資質向上にもなっているとのことである。

市内の他の学校の保護者、地域等へのアンケート実施では、小中一貫教育に期待する声が多かったということからも、「小中一貫教育特区」への市民の評価は得られていると考えられる。

一貫教育特区を開始し4年目になったが、今までは、新たな教科3科目を主として事業を進めてきたが、今後は従来の8教科について、小学校から中学校までの9年間で系統性のあるカリキュラムの編成をしなければならず、今後2年間で4教科ずつ作業を進めることになっているが、編成・導入するまでにかかなりの試行錯誤が予想され、今後の課題ともいえるということである。

国等からの財政的支援がないなど、「小中一貫教育特区」の導入に早期に結びつくものではないと考える。しかし、学校数・児童生徒数が減少した本町において、今後小学校から中学校への継続性や移行の円滑化に向けて、小・中学校連携教育推進が充実されていくことが重要であることと考える。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
したがって、委員会報告第4号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第5号

- 小野木議長 日程第5 委員会報告第5号 産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎厚生常任委員長。

- 末材産業厚生常任委員長 委員会報告第5号。
産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。
本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査の目的及び方法。

- (1) 調査研究のため道内先進地における視察調査。
- (2) 農作物の作況について。

2、調査の事項及び調査先。

- (1) ナタネの食用油の精製、BDF製造・利用による資源循環型社会の形成について(石狩支庁管内恵庭市 (株)アレフ 千歳市 細澤牧場)
- (2) 農作物の作況について(町内一円)。

3、調査期日。

平成20年8月7日及び平成20年8月29日。

4、調査の経過と結果。

- (1) ナタネの食用油の精製、BDF製造・利用による資源循環型社会の形成について、札幌市に本社を置く、株式会社アレフは直営が130店、FCを含めると約300店にのぼる「びっくりドンキー」などを経営している。

株式会社アレフでは企業活動の中で省資源、省エネルギーのためにさまざまな取組みを展開してきたが、現在ではさらに一歩進んでトータルな意味での循環型企业活動の実践、エコロジカル企業の実現に取り組んでいる。

本町において、地域のバイオマスの有効活用を通じた新産業の創造並びに持続可能な農業経営モデルの検証に必要な調査研究及び普及啓発活動を行うことを目的として平成19年6月に「十勝搾油推進協議会」を設立し、さらに本年6月から株式会社エコERC豊頃工場が本格稼働したなか、「地産地消・資源循環型社会の形成」を目指し、ナタネプロジェクトなど道産バイオマスエネルギーの利用に取り組んでいることから、(株)アレフの状況を調査した。

ナタネプロジェクトについては、食糧・肥料・飼料・燃料の「地産地消」、「自給自足」をテーマに活動し、地域協働型のコミュニケーションの取組みのひとつである。

- ①自給自足、農業振興、生態系の保全の観点から休耕地の有効活用。

②地産地消、自給自足の観点から食用油、飼料、肥料を自給自足。

③地産地消、自給自足、CO2 削減、代替エネルギーの確保、廃棄物の削減の観点から廃油の再利用を循環サイクルの構築として地域と共に取り組むこととしている。

恵庭市内3小学校、札幌市内1小学校では総合学習のなかでナタネの播種から収穫、さらに搾油、BDFの給油まで継続した授業をとおして、循環型農業を体験している。

また、恵庭市内小学校全8校、市立保育園全5園をはじめ、恵庭・千歳市消費者協会、一部町内会等に家庭用廃油の回収に協力してもらっている。

学校、保育園での回収は、家庭では親もかかわるわけであり、親子共々長期にわたりリサイクルの一端を担うことになり、資源の大切さや廃油回収が身に付くことと期待される。

株式会社アレフ食品工場敷地内のBDFプラントで製造しているが、今後、廃油回収量が少ない札幌市内の対策が課題となっている。

なたね油は良質の食用油であり、また、石油の代替燃料として利用でき、残渣や搾りかすは家畜の飼料や肥料として循環させることで、地域ごとの有機循環型農業の発展にもつながる。しかし、採算的にはなたねを購入して食用油に精製する経費がかさむため自社工場での消費だけでは現在は厳しいということである。

バイオガスエネルギーについてであるが、株式会社アレフを含む合同会社において、二酸化炭素が多く、エネルギー密度が低くこれまでほとんどが燃焼処理されていたが、天然ガス並みの90%以上のメタン濃度を實現する精製技術と圧縮容器に充填し運搬する技術に成功し、千歳市で酪農経営をしている農事組合法人細澤牧場で実証実験を行っている。バイオガスを精製できたことにより、汎用機器が利用可能となり天然ガス自動車など利用先が拡大することができたとのことである。

牧場から排出される家畜糞尿と、株式会社アレフの食品工場から持ち込む日量500kgの生ゴミを攪拌し発酵させている。このことにより、廃棄される資源を有効に再利用されていることになる。

株式会社アレフ食品工場では、バイオマスと排熱回収システムを利用して、1日灯油を1,000リットル削減している。また、生ごみの堆肥化、電気・ガスの使用状況の把握、近年では水の使用量・二酸化炭素の排出量などそれぞれ1.5%、2%の削減目標をほぼ達成している。

食産業の会社としては、日本の食料自給率は約39%であり、輸入が途絶える時の危機感を常にかかえている。また、食を育てるうえで環境は常に大事である。

株式会社アレフは、安全・安心な食の提供を探求する結果、環境の保全こそが安全な食の生産の原点であるとの結論に達し、その必要性から環境保全活動に取り組み始めたそうである。

一次産業の農・漁業で成り立っている本町においても、「地産地消・資源循環型社会の形成」に向けて、株式会社エコERC豊頃工場とも連携するなかで調査研究及び菜種栽培や家庭用廃油回収に対する意識の向上など、普及啓発活動の取組みの促進が重要と思われる。

(2) 農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月29日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

この日は、町内の10圃場8作物について一圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や、病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年の農作物の作柄は、融雪が早く一部の作物を除き植え付け作業は早めに始まったが、5月から6月にかけての低温により生育が停滞したものの、その後7月の高温により全般的には平年並みで推移している。てん菜は葉数や根周の増加は順調であり、馬鈴しょも若干小玉傾向ではあるが芋数はやや多く、7月の高温によりほぼ平年並みの生育に回復し、調査した圃場では豆類、馬鈴しょ、てん菜の全ての作物が平年並みの生育を示していた。

また、サイレージ用とうもろこしは生育が進んでいるが、丈が高い分台風等による倒伏が懸念されるということであった。

なお、現地調査は行わなかったが、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、収穫期前の降雨により倒伏ほ場が発生したが、収穫作業は好転に恵まれ収量は平年並みが予想されるとのことであった。大根については、6、7月の雨により、品質の低下により、それに伴い収量も低下している。また、8月の雨で生育の遅れも見られ、今後の回復が期待される。

委員からは、今年は全体に平年並みの収穫が期待できる作況であったが、8月中・下旬の低温傾向が生育に影響を及ぼしてきており、今後作業の遅れや、病害虫による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、本格的な収穫期を向かえ、農作業事故防止について、関係機関等を通して指導を徹底されたいとの意見が出された。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
したがって、委員会報告第5号は、報告済みとします。

◎ 発議第2号

- 小野木議長 日程第6 発議第2号 豊頃町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番大崎英樹議員。

- 大崎議員 発議第2号。

提出者、豊頃町議会議員、大崎英樹。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、菅谷誠、同上松崎政利。

豊頃町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行等により、規則中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会会議規則の一部を改正する規則。

豊頃町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中、第120条を第121条とし、同章を第17条とする。

第15条、第119条第1項中、法第10条を第12項を法第100条第13項に改め、同条を第120条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に、次の1章を加える。

第15章、全員協議会（全員協議会の設置）第119条、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は、議員全員で構成し、議長が召集する。

3、全員協議会の運営、その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 選挙第1号

●小野木議長 日程第7 選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、この選挙は、昨年6月選任された広域連合議員において、広域連合規約第7条第2項第2号に掲げる町村長の区分において2名以上の欠員が生じたことにより、同規約第9条第3項の規定により、同様に欠員が生じている同規約第7条第2項第4号に掲げる町村議会議員の区分において、候補者が、補充すべき定数1人を上回る2人となり、選挙が行われることとなったものです。

なお、この選挙は同規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

●小野木議長 ただいまの出席議員数は、9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、藤田博規議員及び松崎政利議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

- 小野木議長 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 小野木議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

- 小野木議長 点呼を命じます。

佐藤事務局長。

(議席番号及び議員の氏名を順次点呼)

(順次投票) 「議長は自席で記載・投函」

- 小野木議長 投票もれは、ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

藤田博規議員及び松崎政利議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(藤田博規 議員及び松崎政利議員、演壇に進み開票の立会を行う)

(開票)

(開票終了、藤田博規議員及び松崎政利議員は、それぞれの自席に着席)

- 小野木議長 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは、先程の出席議員に符合いたしております。

有効投票9票。

無効投票はありません。

有効投票のうち、松井宏志鶴居村議会議員9票。

以上のおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場の開錠)

- 小野木議長 この開票結果を当職から、「北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長」に報告いたします。

11時まで休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第44号

●小野木議長 日程第8 議案第44号 平成20年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第44号、平成20年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,838万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,883万3,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

1款議会費に15万円を追加、2款総務費、1項総務管理費、9目電算情報管理費、住民税年金特徴データ交換システム及び住民税システム改修委託料として、1,038万5,000円を追加。

4項選挙費、7月6日に執行された豊頃町農業委員会委員選挙費を精査し、111万4,000円を減額するなど、併せて974万円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費、福祉灯油扶助費、166万4,000円。

介護保険特別会計繰出金、124万円。

後期高齢者医療特別会計繰出金、110万3,000円。

2項児童福祉費に、子どもプラザ床改修工事、336万円など、併せて882万2,000円を追加。

4款衛生費に、1項保健衛生費、医療施設特別会計繰出金、64万1,000円。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金、77万7,000円を追加。

2項簡易水道費、簡易水道特別会計繰出金102万9,000円を減額するなど、合わせて54万9,000円を追加。

5款農林水産業費に、28万1,000円を追加。

7款土木費に、2項道路橋りょう費、町道維持補修費、518万円。

町道舗装補修工事請負費、770万円。

3目国庫補助道路整備費、用地確定測量及び用地設計委託料、204万3,000円減額。

豊頃11号線凍雪害防止工事請負費、424万3,000円を追加。

水道管・電柱等補償費、210万円減額。

4項河川費において、河川維持補修費、315万円。

1号沢川補修工事請負費、200万円を追加するなど、合わせて1,908万6,000円を追加するものであります。

なお、補修工事等に係る説明につきましては、別紙に配布の予算説明書をご参照願います。

次に、8款消防費において、備品購入費など142万1,000円を追加。

9款教育費に、5項保健体育費、学校給食材料費、109万8,000円を追加す

るなど、247万2,000円を追加。

11款公債費において、長期債繰上償還元金1,586万7,000円を追加するものであります。

以上が、補正に係る歳出の主な内容であります。次に、歳入につきまして、9ページをお開き願います。

1款町税に、町民税2,200万円、固定資産税1,250万円など、3,505万円を。

8款地方特例交付金に81万円。

9款地方交付税に566万2,000円を。

13款国庫支出金に19万2,000円を。

14款道支出金に66万9,000円を。

15款財産収入に、物品売払収入266万9,000円を。

16款寄付金に、65万円を。

18款繰越金に、前年度繰越金919万4,000円を。

19款諸収入に、過年度収入。

平成19年度介護保険特別会計繰出金精算返還金288万7,000円を。

20款町債、臨時財政対策債60万5,000円を追加するものであります。

次に、6ページ、第2表地方債補正であります。臨時財政対策債に60万5,000円を追加し、1億3,590万5,000円とし、地方債限度額を2億3,080万円から、2億3,140万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

9ページ、1款町税。

8款地方特例交付金。

9款地方交付税。

13款国庫支出金。

14款道支出金。

15款財産収入。

16款寄付金。

18款繰越金。

19款諸収入。

20款、町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

12ページ、1款議会費、1項議会費。

2款総務費、1項総務管理費。

5番大崎議員。

●大崎議員 総務管理費の13節なのですが、町有地の分筆測量で、21万円計上しておりますが、これはどの辺の場所と、それから、面積はどのぐらいなのかという、

これを説明いただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 お答えをいたします。

今回の分筆登記 21 万円の委託料の追加につきましては、今後出てくるだろうというところの予測をした、その出てきた場合に対応する委託料ということで、現在、土地・場所等については決まっておりません。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●大崎議員 提案する以上は、何らかの目的がおありではないでしょうか。

●小野木議長 答弁、田中地域住民課長。

●田中地域住民課長 当然目的は、分筆登記の関係なのですが、例えば、道路の分筆とか、町有地一部小さいところが出たり、それがいつ出てくるかわからないので、それが時期的に議会の間になった場合に、分筆登記の手続きができないということが発生する場合がございますので、そういうときのために、些少なのですが、21 万ほど補正をさせていただくということでございます。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●大崎議員 そういような性質というか性格の予算提案というのは、私はいかがなものかというふうに思います。

なぜかという、町長の専決処分というのがあるのではないのでしょうか。

そういうものを、やはり不確定な業務に対して、事前に定例会にこういうふうに出されるということについては、やはりもう少し明確性というのが必要ではないかなと思います、その辺についてはどうでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりでございまして、当初予算であれば、年間大体土地の移動を見込み予算化しますが、補正予算ですので、ある程度の予測で計算しております。

今、私ども考えているところは、豊頃のこの茂岩高台の個人の土地の中に、町有地が入っております、これは昔の林道ですけども、その土地が非常に売買する場合には、障害になるということで、できれば分けてほしいということも、相手方からそういう話が出ております。

したがって、もし仮にそういう状況が生まれた場合については、大体ここに計上した金額ぐらいで分筆できるかなということでございます。

ただ、相手方もありますし、まだ確定していないものですから、とりあえず、町有地の分筆ということで計上いたしました。

大崎議員の言うとおりの、当然きちとした形で出すのが本来かと思いますが、民間同士もまだ契約を終えていないものですから、その間に土地が一部、先ほど申し上げましたような、保有状況にある関係上、こういう形で計上したということで、ご了解いただきたいと思います。

●小野木議長 先に進みます。

2 項町税費、4 項選挙費。

3 款民生費、1 項社会福祉費。

8 番津久井議員。

●津久井議員 福祉灯油について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

この福祉灯油については、1リットル当り幾らの助成されるのかということと、それから、母子家庭は確か入っていたと思うのですけれども、父子家庭はどういう対策をとっておられるのか。

その辺について、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 1リットル当りの助成ということですが、これは購入されたときの実勢価格ということで、定額という形はっておりません。

購入されたときの価格で補助いたします。

それと、父子家庭ということでございますけれども、通常、お父さんとお子さまという形で、父親については、それ相当の所得が見込まれるということから、父子家庭については、今のところ対象とは考えておりません。

●小野木議長 8番津久井議員。

●津久井議員 その1リットル当りの基準が全くわからないわけですけど、今の答弁では。

その基準はどうなっているのですか。

それと、今の父子家庭についてですけれども、これら、この父子家庭の中で、大変経済的に厳しい家庭もあるのではないかというふうに思われるわけですが、その辺の対応もきちっとされておられるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 先ほど、ちょっと答弁に十分な説明を付しておりませんでした。福祉灯油につきましては、今のところリットルでは、100リットルをそれぞれ支給するという考えでございます。

それで、100リットルが50リットルとかわかりませんが、とりあえず、今の考え方では、10月から翌年度2月までに購入された灯油について、助成をしよう。

それで購入された時点の1リットル当りの実勢価格において、支給すると。

だから、100リットルについては保障するというところでございます。

父子家庭の扱い方につきましては、基本的には、先ほど答弁を申し上げているところでございますけれども、昨年も実は、該当する方々をある程度限定をしましたが、それに準ずるような方においても、特に町長が認めた場合、これを支給するという要項等の整備をしておりますので、もし委員がおっしゃられるような方がおられれば、特に町長が認める範囲内というふうに考えてございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 関連する福祉灯油の関係なのですが、まとめて2、3、ちょっと一括質問させていただきますが、昨年からの福祉に対する対策として、燃料の高騰もあり、あるいは、本町における在住者に対する対象者を、このように進んで対策、政策を打ち出したということについての、私は評価を非常に高くしております。

その中で、まず一つ、昨年度の実績、実態はどうなのかというところを、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、もう一つは、先ほども関連質問あったようですが、この灯油の購入される町民の希望によっては、やはり何といいますか、100リットルという限定量を、町内店で購入されているという限定なのか。

それとも、他町も対象になるのか。購入先ですね。

そういうようなところも、一つ同時にお聞きしたいと思います。

それから、先ほどちょっと130世帯ということが、今月の11日の新聞紙面でもうすでに発表になっています。

これは、そういう情報の提供はいかがなものかということも、お聞かせいただきたいと思います。

本日の一般会計補正予算で議決後に、そういうものの具体的な予算が、この紙面に載るべきではないかなというふうに、私は危惧しているところであります。

もしこれが否決された場合には、どのような内容で、この紙面に対する処置をされるのかというところを、非常に私は心配をした事項であります。

それと、非常に金額が限定されております。

ここでは116万4,000円です。

これは、非常に議会に提案した場合には、それらについて、もう少し詳細なデータと、その実態というものを把握し、吟味し、方向性を現状と今後についてというものを明確に説明しなければならないのではないかなという考えはしていますが、それらについての作業の考えと、今後の考え方を同時にお聞きしたいというふうに思います。

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 お答えいたします。

まず、昨年の実績ですけれども、当初110世帯ほどを予定しておりましたが、実績では82世帯ということになってございます。

それから、灯油の購入、これは町内限定なのか、町外がどうなのかということですが、あくまでも町内の業者からの購入ということでございます。

それから、予算額の積み上げの関係ですけれども、まず130世帯ということで新聞報道出ておりますけれども、65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯。これが96世帯。

それと、母子世帯が4世帯、重度心身障害者が属する世帯3世帯、準要保護世帯8世帯、これが昨年までの該当している方々と同じ基準の方々の世帯です。

それと、本年、新たに生活保護世帯として19世帯。合わせて130世帯ということになってございます。

予算額の積み上げにつきましては、今、この130世帯を対象として、補正予算調整時の1リットル当たり128円。これを基準に、100リットルを掛けまして、さらに130世帯分を掛けますと、予算額ということになります。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 先ほど、大崎議員から報道機関への発表ということであります。

国も北海道におきましても、その福祉灯油の支給について、支給するようなそうい

う発表がされておりまして、各町村もそれぞれ昨年に引き続き、福祉灯油を支給するというので、それぞれ発表されておりますが、新聞報道にもありますように、議会の前に、それぞれ市町村の考え方といいますか、報道機関の方から、今年の福祉灯油の支給について、どうなのだというような、そういう問い合わせ、また、紹介がありまして、本町におきまして、議会の前でありましたが、本町として町長の考え方としまして、このような福祉灯油を支給するというので、議会に提案をします。そういうコメントを報道機関の方に発表したというところでもあります。

今後におきましては、この議会の議決を得なければ、この予算が通らないということもありますので、報道機関への対応については慎重に対応していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 まだ私がお聞きした今後の作業についての慎重な内容だとか、検討だとか、それから吟味をして、そういうやはり正確性というものをきっちりとしていきたいということについての質問に対しては答弁がなかったのですが、後ほど、2回目の質問しますので、併せてお願いしたいと思います。

今、副町長の説明でわかりますが、私はこの新聞紙面に出す場合の範疇、これはやはりご指摘したいのですが、金額はおおよそで出していきたい。

明確にこの金額が、本日の提案金額と一致しています。

ということは、記者から問われた場合には、それらの具体的な中身がなかったら記事にならないから、当然記者は追及するでしょう。

望むでしょう。

しかし、おおよそということでは逃れる道が私はできると思う。

それから、130世帯ということについての質問があったから、生活保護世帯が19世帯ということで明確になりました。

しかし、それらについても、私はこの記事の2段を見て、少なくとも、後半の下段の2行は必要なかったというようなことをご指摘したいというふうに思いますし、また、この本町における全世帯の約、おおよそです。1割です。130世帯ということになります。

これだけ現状は厳しいという本町の生活の苦しい度合いというものが、私は、この中身から、今説明あった課長から、この参考にするわけですが、これだけ現状は厳しいということに捉えて、今後について、福祉灯油以外の前回は福祉タクシーがございました。非常に好評です。

それも途中において、再度それらについての見直しをかけていただいた。

これについても町民は非常に喜んでおります。

こういうことを、やはり今後の福祉灯油も考えられるかどうかということについての説明、お答え、考え方もお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず1点、報道機関の関係ですけれども、これは新聞紙上でも各町村それぞれ議会に前後して載っておりまして、今、指摘されているおおむねということも配慮に入れて、報道いただければいいけれど、どうしてもその報道機関というのは、確実な数字をほしがるというのでしょうか、そういう傾向にあります。

特に私は、灯油については毎年やっておりますし、やっぱり時代の流れとともに、

そういういい話はもちろん議会の議決を必要としますけれども、できるだけ町民に早くご連絡してあげたい。最終決定、これはあくまでも議会の議決だと思います。

今、もう1点の今後どういう形になろうか。

それから、今言った法律で救われない方。母子でも父子でも、それから、生活保護でもない方で、大変生活が厳しい方。これは先ほど課長が申し上げましたとおり、町長の判断で、裁量でできることになっております。もしそういう方が地域内にいる場合、または申し出た場合、または私どもの調査の結果、そういう方が出た場合については、当然内部で協議して、私は支給すべきだという形で、町長の裁量権を利用して支給したいという考えを持っております。

先ほど言った100リットルということも十分検討いたしましたけど、非常に原油の価格が不安定なものですから、一応、どの時点で購入しても、等しく量が当たるという形をとりたい。もちろんこれは町内で買っていただくことが原則にしたいというふうに思っております。

今後、今、大崎議員が申されたとおり、そういう該当者がいれば、逐次、そういった形で救済していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 先に進めます。

2項児童福祉費。

4款衛生費、1項保健衛生費。

2項簡易水道費。

5款農林水産業費、4項水産業費。

7款土木費、2項道路橋りょう費。

3項住宅費。

4項河川費。

6項公共下水道費。

8款消防費、2項災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費。

6番大谷議員。

●大谷議員 教育費の中で委託料、豊頃小学校、中学校に無線のLANが配備されて、工事が終わったようでありまして、これはもう授業で使用されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、山本教育課長。

●山本教育課長 事業については、6月の24日に事業完了をしております、豊頃中学校、豊頃小学校ともに無線LANを利用したインターネット回線で、授業等に活用されています。

●小野木議長 6番大谷議員。

●大谷議員 それで、関連なんですけども、うちには開発施設があったわけですけども、あそこに光ケーブルが引かれているということで、開発も地域のためになるのであれば、それを貸し出して使わせてもいいということでございます。

なかなかNTTのその回線が普及しないということで、将来のことを考えたら、グレードがアップされている光ケーブルに取組んでもいいのではないかというふうな考えますけども、その辺の研究をされているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 インターネットの件につきましては、過日もインターネットの関連団体に所属される地域の方、農村の方等が連名で、本町に対して、全般的にそういうふうには考えられないかということで要請がありました。

特に光ファイバーの場合は、私も知識は深くないですけれども、これからまた担当者と協議しますけれども、話によりますと、開発の光ファイバーは非常に使用料が高いというようなお話も聞いておまして、当然国の仕事で、相当コストをかけてやって、それを貸し出す場合にも単価が高いということではないかと考えますが。

これは直接聞いている話でありませぬので不確かではあります。

今、大谷議員がおっしゃったように、本格的にそちらの方、光ファイバーの利用に関しても十分検討して、開発と直接担当窓口を通じて調整を進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●大谷議員 資料では高いという部分はなかったように思っておりますけれども、せっかくあれだけの施設を置いていただいておりますし、何ら利用されていないし、そういう部分では、今までの開発等の付き合いの中で、この豊頃町に対する貢献度としても使わせていただいてもよろしいのではないかとこのように思っておりますので、その辺の交渉を今後進めていただきたいというふうに、切に願って終わります。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 わかりました。

積極的に交渉していきたいと思っております。

●小野木議長 先に進みます。

2項小学校費。

3項中学校費。

5項保健体育費。

11款公債費、1項公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●大崎議員 改めてというよりも、先ほど聞くのを忘れてしまったものですからお聞きします。

13ページの保育所費なのです。

非常にこだわるようですが、15節、18節、工事請負費、それから備品購入費、同時にお聞きしたいと思っておりますが、子どもプラザの床の改修工事ということで提案されております。

それから、18節のストーブの5台ということですが、まず最初にお聞きしたのは、プラザの床改修というのは、現状がどうだから改修したいという説明をお願いしたいと思っております。

それから、ストーブにつきましては、既に5台という既設のものがあつたはずだと思っております。

その代替ということになるのかなという推測をしております。

その件について、まずお聞きします。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 まず、子どもプラザの床改修の件でございますけれども、子どもプラザ、ご承知のとおり、昨年10月から正式に運営されておるところなのですが、その後、1階部分の廊下、それから、遊戯室、食堂、この床部分、非常に湿度が高いときに、床部分に結露が生じるという現象が、本年度に入って顕著になってきております。

それで、保育しております児童が、やはり滑って転ぶということがたびたび見られるということから、まず、その結露をなくしたいということが1点。

それと、児童が遊戯室で、午後睡眠をとります。

ちょうどコンクリートの上にフロー材を張っているという関係から、床から冷気が上がってきて、子どもたちの午睡が十分にとれない。

いわゆる床が冷たいものだから寝付けないということも、実は見られております。

そのために、今回、断熱材を用いたフローの改修。

廊下部分につきましては、断熱材ではなく、クッション性の高い材質の建材を使いまして、子どもさん方の安全を確保を図りたいということで改修をするということで、予算を計上させていただきました。

それから、ストーブの関係でございますけれども、子どもプラザの整備にあたっては、できるだけそれまで利用していた備品類は、再利用して使うということで、整備費用、実は圧縮しているところなのですが、ストーブも当然、その状況でございます。

それで、今、プラザには、体育館も含めまして、大小合わせて36台設置しておりますけれども、そのうち14台は新規に購入したのですが、残りの22台、これは再利用しているものでございます。

平成2年のストーブですとか、平成4年、平成5年、かなり時間が経っているストーブがございますので、一部灯油臭いとか、それから、燃焼時に揮発灯油が順調に着火せず、爆発音がするというようなトラブルが、一部のストーブにありました。

それで、点検等行ってもらったところ、部品等の交換が必要だと。

しかし、経過年数が著しくなっておりますので、部品等もないということもございまして、とりあえず、その、トラブルがあった内の5台、これについては、早急に取り替える必要があるだろうということで、今般、その5台分のストーブを購入することで予算を計上したところでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 改修するための理由並びにストーブの購入理由についてはわかりましたが、その説明の中で、実態が現地見ていませんからわかりませんが、この子どもプラザについては、今、説明あったように、昨年度、これは廃園をし、その期間においては、工事が進行しておりました。

したがって、今の説明の中で、結露ということが非常に引っ掛かりました。

結露のために園児が歩行中、あるいは、遊戯中といいますか、そのときに水分があるから転倒事故の防止のためだと、こういう説明であります。

私はこのために、業者というのは施行のための、これは設計もあるのですが、保証期間というのがあります。

今、聞いたところでは、床材に対してコンクリートにフローリングをしたり、クッションフロアをするということは、当然冷気が出たり、暖気が吸収されたり当然のこ

とです。

ですから、我々の家と同じで結露が出てくるのは当たり前のことなので、外気、内気の差でそれだけのものが出るというのは常識なのです。

そこについての業者に診断や、あるいは、補償の交渉はされたかどうかということがひとつ。

それからもうひとつは、ストーブの購入個数が、新と旧との、それが使われていたのですよという説明はわかりました。

しかし、この金額は、1台当り18万5,200円です。1台当り。

これだけのものは、一体どこからどれだけのカロリーのこのストーブを必要とするのかというところが、きっちりとそれらの調査されているかどうかというところ。

それから、価格交渉については、極めて厳しい財政の中で、それらの今見ているこれからのシーズンでは売り出しがありますが、そういうものについての劣化のものを買えという意味ではありません。

適正価格で、これが購入される見積もりだったかどうかと。あるいは、希望される見積もりだったかどうかというところの数社で、それらについての見積もり提案されていたかどうかということの実態もお聞きします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 専門的なことは、担当が説明しますが、私も現地行って、まず結露の関係見てまいりました。

これは改修工事の中に入っておりません。

あくまでも今まで小学校として使っていた廊下ですので、布コンクリですので、そこに何かピーペットというのですかね。ナイロン製のものを張ってありますけども、特に体育館はほとんど冬の間使いませんし、特に北側は、今まで小学校として使っていたのと違って、できるだけ使わないようにしておりますので、先ほど、大崎議員からも指摘のあったとおり、寒暖差が激しい。そうすると、どうしても廊下の部分に結露というか、水滴がつきます。そうすると、子どもたちが走りますと、床がナイロン系ですので、滑る、転ぶということで、幸い大きな怪我は発生しておりませんが、施設全体的に暖房を確保すればそんなこともないと考えますが、どうしても必要な部分しか確保していないものですから、場所によっては大きな寒暖の差が間違いなくあります。それとストーブの設置にあたっては、財政事情を考慮しただけ使用中のものを使いましょうということで設置をしたことは事実であります。

それが、1年経って、どうしてもトラブルを生じるものが5台あり、この機会にある程度、いいものに取り替えて、そして、小さな子どもですので、風をひかないようにしたいというのが、担当からの要請でございます。

ストーブの価格についても、もちろん予算査定しておりますし、十分価格はわかっておりますし、先ほど指摘されたような形ではなく、それなりの単価からある程度引いた値段で計上しているということでございます。

あと、技術的なことをお尋ねされた場合については、また、担当から答弁させていただきます。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 ストーブの能力関係のご質問があったと思いますけれども、基本的には、再利用しているものの能力と、または同規模以上ということで、カロリーペー

スの検討ではなく、通常の何畳用、このストーブは12畳用、20畳用ということの検討で、実は同規模ないしは同規模以上ということで検討しております。

部屋の大きさは、大体みんな同じなのですけれども、41畳、72畳、6畳、5畳と、そういうような畳数の広さになっておりますので、これに耐えうるものということで、業者さんから見積もりをいただいて、さらにインターネットでもかなり低額なものというの、実は販売されている。

ただ、インターネットというのは安全性が確保できるか。確実な購入が確保できるかということもございますので、今現在は、業者さんの見積もり等により、予算を算出しております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 町長並びに担当課長から、答弁ございました。

そこで、やはり今後これはこれからの対策と思いますので、私は今お聞きしまして、従来茂岩小学校として利用したときには、そういうことはなかった。事実ですね。裏を返すとそういうことになります。

したがって、1億数百万の工事費を予算化し、それで新しい子どもプラザができあがった。

そのことについて、こういう現象が生まれたということは、裏を返すとそういうような論理になるのです。

したがって、これらについては検討されていると思いますが、北面が特にそうであるということになれば、これは言うまでもない理にかなった話です。

北側は寒いからそういうことになるのでしょう。

我々の住宅だってそうだと思いますが、それを参考にすれば、当然のことなのですが、今後について、このストーブの新規購入についても、それから、フローリング、あるいは廊下の改修についても、それらについての換気並びにその実態というものを、明確に専門家にやはり測定していただいて、その中で換気がないから結露するのだということの短絡的な考えですが、そういう単純なことも、やっぱり現場では技術員と実務者と協議してもらって、十分にそれらについての発生するであろうと予測をしながら、これらの財政についてのやはり貴重な支出を進めるべきではないかなと、こう私は期待をしているところですので、それは町長ではなくて、実務課長が肝に銘じて、これらについて関係部署の、あるいは、関係スタッフに指導監督をきちっとしてもらわなければいけないと、こう非常に辛口ですが、そう思いますので、一言そういうことについてのお考えをお聞きして、質問を終わります。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 確かに今議員言われたとおり、専門家、町の技術スタッフのいろいろな意見を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

また、ストーブの件につきましても、先ほど来より、古いものがまだ残っておりますので、また、理事者と協議しながら、計画的に更新していくのかということも含めまして、専門スタッフと協議をしながら対応していきたいというふうに思います。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

次に、6ページ、第2表地方債補正について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから議案第44号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。
昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩
午後 1時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第45号

- 小野木議長 日程第9、議案第45号、平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第45号、平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,423万円と定めるものであります。

このたびの補正は、国保ヘルスアップ事業における早期介入保健指導事業の購入や、退職被保険者等医療給付費の減額及び平成19年度国庫負担金の精算返還等に係る補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費において、退職被保険者等療養給付費から900万円を減額。

8款保健事業費、2項保健事業費において、国保ヘルスアップ事業、早期介入保健指導に190万円を。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金において、平成19年度国庫負担金等精算返還金及び平成19年度療養給付費交付金精算返還金、合わせて621万7,0

00円をそれぞれ追加するものであります。

その財源として、6ページ、歳入をご覧願います。

3款国庫支出金に186万9,000円を追加。

4款療養給付費交付金から900万円を減額。

10款繰越金に624万8,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款国庫支出金。

4款療養給付費交付金。

10款繰越金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款保健給付費。

8款保健事業費。

10款諸支出金。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●小野木議長 日程第10、議案第46号、平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第46号、平成20年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第

2号) について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 297万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1, 418万6, 000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成19年度介護保険特別会計の精算に係る補正と、平成20年度の保険給付費に係る居宅介護サービス計画給付費の必要額を補正するものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費において、居宅介護サービス計画給付費として410万円を。

5款基金積立金、1項基金積立金において、基金利子等積立金、介護給付費準備基金として395万2, 000円を。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金において、平成19年度国庫道及び支払基金負担金等精算返還金として203万1, 000円を。

2項繰入金において、平成19年度一般会計繰入金精算返還金として288万7, 000円など、合わせて491万8, 000円をそれぞれ追加補正するものであります。

その財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金に107万9, 000円を。

4款道支出金に51万2, 000円を。

5款支払基金交付金に127万1, 000円を。

6款財産収入に9, 000円を。

7款繰入金に124万円を。

8款繰越金に885万9, 000円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款国庫支出金。

4款道支出金。

5款支払基金交付金。

6款財産収入。

7款繰入金。

8款繰越金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ、2款保険給付費。

5款基金積立金。

6款諸支出金。

歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから議案第46号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号

- 小野木議長 日程第11、議案第47号、平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

- 和田福祉課長 議案第47号、平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ681万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,317万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、新たな保険料軽減措置等が実施されたことに伴い、保険料を減額するなど、必要な予算措置を行う補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費において、新たな軽減措置等の広報等を行うための経費として8万1,000円を。

2項徴収費において、新たな軽減措置における校正後の保険料の通知等に係る帳票類の印刷代として21万円をそれぞれ追加し、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金において、新たな保険料軽減措置による保険料収入の減額と、基金安定繰入金金の増額により、広域連合への負担金を710万7,000円減額するものであります。

その財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料から800万円を減額。

2款繰入金に基盤安定繰入金等に110万3,000円を。

4款広域連合支出金を8万1,000円をそれぞれ追加補正するものであります。以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款後期高齢者医療保険料。

2款繰入金。

4款広域連合支出金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款総務費。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●大崎議員 減額措置における提案でしたが、これについては後期高齢者の制度そのものが、非常に国全体もそうですが、このことについての非常に未熟な状態の中の見切り発車をしたような印象が非常に強く、高齢者対象者についても不満の続出があるやに、私どもは受け止めています。このようにスタートラインでこれだけの減額をするということについての今後の後期高齢者制度については、どのようなことが起こりえるか。

減額といっても非常に大きい金額が提示されたのですが、この後期高齢者の20年の後段の状況については、どのように推移されるのかという予測を含めて、いろいろと分析や調査をされているとも思いますが、それらについての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 制度そのものについては、私ども自治体職員は粛々と法律に則ってやっておりますので、制度の良し悪し等の言及は避けさせていただきたいと思っておりますが、私個人的には、議員がおっしゃるとおり、精度の成熟度が足りないというふうには思っております。

よって、いろいろな方面から、後期高齢者に移行する方の保険料が高いということから、いろいろ国で軽減措置等の検討がなされ、先ほど説明の中で新たなる軽減措置という言葉で表現させていただきましたけれども、均等割額についての7割減額、5割減額、2割減額という措置が現在あることは議員もご承知のとおりだと思います。

7割の部分について、平成20年度は8.5割軽減、平成21年度から9割軽減をするというのが、この新たなる軽減措置の趣旨でございます。

もう一つ、保険料につきましては、均等割のほか、応能分というのでしょうか、所得割というものがございます。

これ、合わせて保険料として算定されるわけですけれども、この所得の低い方につ

いても、所得割額の2分の1を軽減しようというのが、二つ目の新たなる軽減措置ということで、現在、8月から進められているということでございます。

これとて、制度当初から盛り込まれたものではなく、いろいろな多方面からのご意見を伺い、実施されたところがございますけれども、今後におきましても、さらに諸問題というのがあるやに聞いてございます。

その問題についても、軽減措置をさらに検討するというところで、実は、国の方で考えられている。

これはどういうことかという、後期高齢者の医療制度に移行するのは、誕生日からということになっております。

月初めに国保に加入しておいて、誕生日から、月の途中から後期高齢者に移行するということになりますと、限度額の扱い、それぞれ4万4,000円なのですが、併せて、その誕生日のある部分については、4万4,000円、国保、後期高齢者4万4,000円ということで、8万8,000円がかかるということになると。

そのような非常に不公平という感が否めないということから、その部分のあり方も検討したいというふうに、今、言われております。

ただ、コンピュータシステムの改修等がございますので、それがいつから実施されるかということも、まだ不透明なところではございますが、まだまだ制度改正があるというふうに、私どもは考えてございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●大崎議員 非常に政府直轄の件の中から、こういう高齢者医療制度というものが運用されていることについての理解はしているのですが、こういうようなことで、この予算が全体の4,300、5,000足らずの中の後期高齢者の金額、予算の財政の中で、年半ばにおいて、このように非常に金額が大きく減額措置もされてくるということについては、減額するということについては決していいわけではなくて、それだけの見通しが甘かったと。

あるいは、国民の、あるいは、町民のそういう医療制度に対する不満が大きかったからこそ、検討措置がなされてきたと。

こういうような理屈になるのですが、今後について、これらについて、本町でもこういう後期高齢者、昨日は敬老のお祝いがあったばかりですが、そういう中において、本町も700名近い高齢者、その中で対象とする方々をもっと私は多くなるであろうという推測からいきますと、本町としての独自の後期高齢者に抱き合わせのそういうその医療制度というものについては、考える余地あるかどうか。

こういうことについても、何らかの補てん措置、あるいは、救済措置というものができるかどうか、そういうものについての、もしお考えがあれば、理事者からも一つお考えを示していただきたいなど、こういうふうに思いますが、よろしく願います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 後期高齢者の問題ですけれども、これはご承知のとおり、北海道が経営主体になって、広域連合でやっております、制度そのものを改正するきっかけは、やはり住民の声、国民の声が多くなれば、国の受け止め方が変わり、制度そのものも自ずから変わってきているというのが現状であります。

ただ、自治体単独で後期高齢者の医療問題について、例えば、医療を無料にすると

かというようなことになると、また財政的な大きな負担も伴いますので、現在のところは、今の国の制度に沿って運営するしかないというふうに思っております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●小野木議長 日程第12、議案第48号、平成20年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田福祉課長。

●和田福祉課長 議案第48号、平成20年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,554万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、口内炎、水虫などの治療を求める患者が増えており、これらの患者に適切な処置をするために、原因となる菌類の特定が必要となることから、これら原因菌類の特定に必要な顕微鏡の購入に係る補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書、歳出から説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款医院費、1項医院費において、備品購入費に79万6,000円を追加するものであります。

その財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金に64万1,000円を。3款繰越金に15万5,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、2款繰入金。

3款繰越金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳出について質疑を受けます。

7ページ、1款医院費。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

- 小野木議長 日程第13、議案第49号、平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第49号、平成20年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,502万5,000円と定めるものであります。

補正の内容として、歳出から説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款総務費に、水道施設維持補修費、100万円を追加するものであります。

次に、6ページ、歳入をご覧ください。

3款繰入金を102万9,000円減額。

4款繰越金に202万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款繰入金。

4款繰越金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳出について質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 50 号

- 小野木議長 日程第 14、議案第 50 号、平成 20 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 50 号、平成 20 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,787 万 9,000 円と定めるものであります。

補正の内容として、歳出から説明いたします。

7 ページをご覧ください。

3 款公債費に、長期債繰上償還元金 82 万 5,000 円を追加するものであります。

次に、6 ページ、歳入をご覧ください。

3 款繰入金を 11 万 1,000 円減額。

4 款繰越金に 93 万 6,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、3 款繰入金。

4 款繰越金。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

次に、歳出について質疑を受けます。

7 ページ、3 款公債費。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

- 小野木議長 日程第15、議案第51号、豊頃町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

- 熊野総務課長 議案第51号、豊頃町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、議員の支給方法等が、他の行政委員会等の報酬の支給方法と異なっていくことを明確にするため、地方自治法の一部を改正する法律が9月1日に施行されたことに伴い、この改正において、改正前の同法203条において規定されていた議員報酬と報酬に区分することとしたことから、これに伴う関連条例を改正しようとするものであります。

豊頃町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名及び本則給、報酬を議員報酬に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●小野木議長 日程第16、議案第52号、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第52号、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、豊頃町職員の病気休暇にかかる給与の減額及び休職者の給与に関する規定を改正しようとするものであります。

このたびの改正は、職員が公務によるものを除く現行規定にない特定疾患、いわゆる難病といわれる傷病により、長期間病気休暇のため勤務できなくなったことによる給与の減額及び休職者の給与について、関係規定を改正するものであります。

第11条は、給与の減額規定であります。但し書き中の結核性疾患などの特に思い疾病に、特定疾患で長期治療を要する者及びこれらの疾病を結核性疾患等として加え、同上に関連する第20条、休職者の給与規定の第2項中、結核性疾患を結核性疾患等に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成20年10月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますよ、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●小野木議長 日程第17、議案第53号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第53号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更について、ご

説明申し上げます。

本組合納付金については、災害に備えて蓄積している資金であることから、災害による減収補てんや災害対策経費の支出に充てる場合以外には使用できないこととされておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に公布され、新たな財政基準が示されたところであり、厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、将来、景気動向によっては財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障をきたすことも想定されることなど、道内市町村全体にかかわる問題であることとあります。

このため、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例を認めることができるよう、北海道市町村備荒資金組規約の一部を変更することについて、当組合から協議があったので、議決を求めるものであります。

北海道市町村備荒資金組規約を次のように改正する。

16条に、見出しとして、（返還等）を付する。

第16条の次に、次の1条を加える。

16条の2、1項、2項では、当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基く財政再生判断比率のいずれかが、財政再生基準以上となる恐れがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する配布金の全部、または一部の返還を求めること及び返還することができることを定め、3項納付額配分金の返還を受けた組合市町村で、納付を停止しているものは、組合条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から納付を行うものとするを定め、附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものとあります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第1号から諮問第2号

●小野木議長 日程第18、諮問第1号及び日程第19、諮問第2号、それぞれ人件擁護委員候補者の推薦について、を一括議題とします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

●小野木議長 宮口町長。

●宮口町長 諮問第1号、第2号、一括してご説明申し上げます。

最初に諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦についてであります。

平成20年12月31日で任期満了となります内山寛氏は、長きにわたり地域住民の人権問題にご尽力をいただいております。

よって、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基き、議会の意見を求めるものであります。

なお、住所、氏名、生年月日はここに記載してありますとおりでございます。

次に、諮問第2号、人件擁護委員候補の推薦について、ご説明申し上げます。

第1号と同じく、平成20年の12月31日で任期満了となります井上正洋氏が任期満了をもって辞任したい旨申し出がありましたので、後任に次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基き、議会の意見を求めるものであります。

住所は、中川郡豊頃町茂岩末広125番地。

氏名は相澤薫。

生年月日は昭和18年7月5日、満66歳でございます。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 日程第18、諮問第1号及び日程第19、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、一括審議します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

お諮りします。

諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●小野木議長 日程第20、同意案第2号、豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号、豊頃町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

平成20年9月30日で任期満了となります教育委員会委員の菅原裕一氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●小野木議長 日程第21、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

●小野木議長 佐藤事務局長。

●佐藤事務局長 請願文書表。

受理番号2。

受理年月日、平成20年9月3日。

件名、農業用生産資材高騰等に関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農業共同組合代表理事組合長相沢昌幸。

同住所、豊頃町農政協議会副執行委員長、加藤彰。

紹介議員の指名、豊頃町議会議員大谷友則、同菅谷誠。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

●小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

●小野木議長 日程第22、陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

佐藤事務局長。

●佐藤事務局長 陳情文書表。

受理番号15。

受理年月日、平成20年9月8日。

件名、JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出を求める陳情。

請願者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長岡崎喜好。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●小野木議長 日程第23、休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月19日から同月23日までの5日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、9月19日から同月23日までの5日間、休会することに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1時44分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員